

5. 保育料徴収基準額表（令和7年度）

令和7年度の保育料は、次の表のとおりです。なお、国の制度改正により、3歳以上児（年少から年長児）については令和元年10月より保育料無償となっています。

【教育標準時間認定】（保育時間 8：30～12：30）

階層区分	定義		徴収基準額（月額：円）
第1階層	生活保護世帯		0 令和元年10月より 幼児教育・保育の 無償化
第2階層	町民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	
		ひとり親世帯等以外の世帯	
第3階層	町民税所得割課税世帯77,100円以下	ひとり親世帯等	
		ひとり親世帯等以外の世帯	
第4階層	町民税所得割課税世帯211,200円以下		
第5階層	町民税所得割課税世帯211,201円以上		

保育料の見直しをし、更に軽減をしています！
南部町では子育て支援のために、月々の保育料を軽減し、保護者の負担軽減を行っています（下表の「軽減額」参照）。また、**令和7年4月より、各階層1割程度の軽減を行っています。**

【保育標準時間認定】（保育時間 7：30～18：30）

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額：円)		
階層区分	定義		3歳未満児		3歳以上児
			保育料	軽減額 (R6年度保育料と比較)	保育料
第1階層	生活保護法世帯等		0	—	0 令和元年10月より 幼児教育・保育の 無償化
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	—	
		ひとり親世帯等以外の世帯	0	—	
第3階層	市町村民税所得割課税額10,000円未満	ひとり親世帯等	2,500	△300	
		ひとり親世帯等以外の世帯	8,800	△1,000	
第4階層	10,001円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	4,300	△500	
		ひとり親世帯等以外の世帯	12,400	△1,400	
第5階層①	48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	4,300	△500	
		ひとり親世帯等以外の世帯	16,000	△1,800	
第5階層②	57,700円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	4,300	△500	
		ひとり親世帯等以外の世帯	16,000	△1,800	
第5階層③	77,101円以上97,000円未満		16,000	△1,800	
第6階層	97,000円以上105,000円未満		23,000	△4,800	
第7階層	105,000円以上169,000円未満		30,000	△4,800	
第8階層	169,000円以上200,000円未満		36,700	△4,100	
第9階層	200,000円以上301,000円未満		42,100	△4,700	
第10階層	301,000円以上397,000円未満		47,500	△5,300	
第11階層	397,000円以上		49,300	△5,500	

※一定所得以下の世帯について、多子世帯・ひとり親世帯への保育料軽減制度が拡充されたことに伴い、第5階層を3つの区分に分類して表記しています。

【保育短時間認定】（保育時間 8:30～16:30）

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額：円)		
階層区分	定義		3歳未満児		3歳児以上児
			保育料	軽減額 (R6年度保育料と比較)	保育料
第1階層	生活保護法世帯等		0	—	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	—	
		ひとり親世帯等以外の世帯	0	—	
第3階層	市町村民税所得割課税額10,000円未満	ひとり親世帯等	2,350	△300	
		ひとり親世帯等以外の世帯	8,500	△1,000	
第4階層	10,001円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	4,100	△500	
		ひとり親世帯等以外の世帯	12,000	△1,400	
第5階層①	48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	4,100	△500	
		ひとり親世帯等以外の世帯	15,600	△1,800	
第5階層②	57,700円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	4,100	△500	
		ひとり親世帯等以外の世帯	15,600	△1,800	
第5階層③	77,101円以上97,000円未満		15,600	△1,800	
第6階層	97,000円以上105,000円未満		22,400	△4,800	
第7階層	105,000円以上169,000円未満		29,300	△4,800	
第8階層	169,000円以上200,000円未満		35,900	△4,100	
第9階層	200,000円以上301,000円未満		41,200	△4,700	
第10階層	301,000円以上397,000円未満		46,500	△5,300	
第11階層	397,000円以上		48,200	△5,500	

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化

【延長保育料（※保育標準時間及び保育短時間利用の方）】

利用時間	徴収額
7:00～ 7:30	100円
18:30～19:00	100円

利用時間	徴収額
7:30～ 8:30	100円
16:30～18:30	100円

【預かり保育料（※すみれこども園の教育標準時間利用の方）】

利用時間	教育標準時間階層区分	徴収額
12:30～16:30	第1階層	0円
	第2階層	100円
	第3～5階層	300円